

自転車利用の皆様へ



車道が原則



左側を通行



自転車は車両の仲間
歩道と車道の区別のあるところでは
車道通行が原則です
歩道は例外、歩行者を優先
(歩道通行できる場合)

次の場合に限り、歩道の車道寄り部分を例外的に徐行
(すぐ止まれる速度)で通行することが出来ます



- ・13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が運転している
- ・自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められる場合
- ・普通自転車歩道通行可の標識、標示がある場合(西柴団地内にはありません)